特別高圧電力利用事業者緊急支援金　申請・給付要領
（令和８年７月から９月）

（通則）

第１条　特別高圧電力利用事業者緊急支援金(以下「緊急支援金」という。)の申請については、この要領に定めるところによる。

（趣旨・目的・区分）

第２条　エネルギー価格高騰の影響を受けている、道内において特別高圧電力を利用する中小企業者等に対し、支援金を迅速かつ公正に給付することを目的とする。

（事務局の設置）

第３条　道は、前条の目的を達成するため、北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局(以下「事務局」という。)を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付要件等）

第４条　緊急支援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、令和８年（2026 年）７月から令和８年(2026 年)９月までの期間の各月に、道内において小売電気事業者等と特別高圧電力の受電契約を締結している中小企業者及び事業協同組合または特別高圧電力の受電契約を締結し受電している施設（以下「特別高圧受電施設」という。）内において電気を使用している中小企業者とする。

一　中小企業者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

イ　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二　前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は、支援対象としない。なお、国及び自治体等の公的機関は次のイからホにおいて大企業とみなす。また、海外企業についても、次のイからホにおいて前項に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなす。

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

ロ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ハ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

ニ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する中小企業者が所有している中

小企業者

ホ　イからハに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

三　事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第３条第１項第１号に規定する者をいう。

２　今後も事業を継続する意思があること。

３　電気料金の支払を行っていること。

（給付額）

第５条　緊急支援金の給付額は、道内の事業所における特別高圧電力使用量に応じ、別表に定めるとおりとする。ただし、特別高圧受電施設内の中小企業者が電気料金を定額で支払い、使用電力量が不明の場合は支払電気料を利用月における特別高圧受電施設の標準電圧に基づき北海道電力の特別高圧電力の料金単価（業務用電力または特別高圧電力の電力量料金Ａ）により除して使用電力量を求めるものとする。

（給付申請）

第６条　緊急支援金の申請の受付期間は、知事が別に定める。

２　申請は特別高圧電力複数利用月分をまとめて申請するものとする。

３　緊急支援金の給付の申請は、受付期間内に、事務局が定める方法に従い、事務局が設置するウェブサイトを通じた電子申請又は郵送申請により、事務局に対し行うものとする。なお、代理申請は認めない。

４　申請者は、次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を電磁的記録又は書面によって事務局に提出するものとする。 ただし、令和８年（2026年）１月以降の利用分に係る申請において、提出した内容に変更がない場合は省略できるものとする。

一　法人名または屋号

二　代表者役職

三　代表者情報及び担当者情報

四　代表者連絡先及び担当者連絡先

五　対象事業所名

六　対象事業所所在地

七　法人番号（法人の場合）

八　代表者の生年月日（個人事業主の場合）

九　業種

十　事業内容

十一　資本金額、常時使用する従業員数

十二　法人名義の振込先口座(法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座。以下同じ。)に関する情報

十三　申請者住所(申請者住所と事務所所在地が異なる場合は、申請者住所及び事務所所在地)

十四　申請者本人名義の振込先口座に関する情報（個人事業主の場合）

十五　その他事務局が必要と認め、申請書に定める情報

５　緊急支援金の給付の申請は、申請書の他に次に掲げる書類等(以下「証拠書類等」という。)を

提出するものとする。ただし、第２号及び第３号については、令和８年（2026 年）１月以降の利用分に係る申請において、提出した内容に変更がない場合は省略できるものとする。

一　第７条に定める様式１による宣誓書

二　法人名義の振込先口座の通帳の写し（個人事業主の場合は、申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し）

三　特別高圧電力の受電契約がわかるもの（電力供給契約書等の写し）

四　対象月の使用電力量がわかるもの（検針票、請求書・領収書等の写し）

五　組合員別の使用電力量がわかる資料（事業協同組合が申請者の場合）

六　その他事務局が必要と認める書類

（宣誓事項）

第７条　次の各号について誓約し、様式１の誓約書を提出した者でなければ、緊急支援金を給付しない。また、申請者が誓約した事項に違反した場合は、知事は、当該申請者について緊急支援金を給付しないこと（以下「不給付」という。）を決定する。また、申請者が既に緊急支援金の給付を受けていた場合は、知事は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、速やかに事務局に緊急支援金を返還するよう求める。

１　要領第４条に定める給付要件を満たしていること。また、虚偽又は不正が判明した場合は、緊急支援金を遅滞なく返還すること

２　申請対象事業所は、申請日時点で事業を行っており、引き続き事業を継続する意思があること

３　提出した基本情報等が緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合及び緊急支援金の給付等に必要な範囲において申請者情報が第三者から取得される場合があることに同意すること

４　申請に際し提出した書類を電磁的記録等により５年間保存すること

５　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

６　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること

７　下記のいずれにも該当しないこと。

一　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

四　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは 構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

六　みなし大企業（次の各号のいずれかに該当する者）

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小

企業者

ロ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

ハ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

ニ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する中小企業者が所有している中小企業者

ホ　イからハに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

（不給付要件）

第８条　第４条から第７条までの規定にかかわらず、申請者は次の各号(以下「不給付要件」という。)のいずれにも該当してはならない。不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、緊急支援金を受給することができない。

一　国、法人税法別表第１に規定する公共法人

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

三　政治団体

四　宗教上の組織又は団体

五　社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者

六　前各号に掲げる者のほか、緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者。

（審査）

第９条　事務局は、申請者により提出された基本情報等に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、給付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、緊急支援金の給付に係る手続を行う。ただし、事務局は、申請者の申請が、給付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。また、必要に応じて知事が委任又は準委任した者と連携する。

一　事務局は、申請者に対して、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等を速やかに事務局に提出する等の対応(以下「不備修正」という。)を行う。

二　事務局は、必要に応じて、申請者に対し、第６条第４項の各号及び第５項の各号に定める証拠書類等その他事務局が必要と認める書類(以下「追加証憑」という。)を速やかに提出することの依頼(以下「追加証憑提出依頼」という。)を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、給付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに事務局に提出する等の対応を行う。

三　事務局は、申請者の申請が給付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前２号にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は次条第４項に基づき不給付を決定することができる。

四　事務局は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。事務局は、期限内に申請者から給付要件を満たすことが確認できる基本情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、次条第４項に基づき、不給付を決定することができる。

（緊急支援金の給付・不給付）

第１０条　緊急支援金の給付は、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、知事が事務局の審査を通じて給付要件を満たすと確認した時点で成立し、知事が給付額を決定（以下「給付決定」という。）する贈与契約である。

２　緊急支援金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

一　緊急支援金は申請者の委任を受けて事務局が受領し、知事が給付決定した緊急支援金（以下「給付決定額」という。）の全額を申請者が指定する口座に遅滞なく支払う。

二　事務局は、申請者により提出された基本情報等に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、審査結果を知事に別紙１により報告する。その際、申請者の委任を受けて受領する旨もあわせて報告する。

三　知事は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する緊急支援金の給付額を決定し、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して緊急支援金を支払う。

四　事務局は、受領委任契約に基づき、給付決定額の全額を申請者の振込先口座に速やかに振り込む。あわせて、給付した旨の通知を当該申請者に対して送付する。

３　事務局は、知事と申請者との贈与契約が成立した後に、事務局の責めに帰することのできない事由により緊急支援金の給付ができないこと（以下「給付不能」という。）が判明した場合には、次の各号の対応を行う。

一　事務局は、給付不能が判明した件数及び金額等を知事に別紙２により報告する。

二　知事は、事務局による報告を踏まえ、給付不能が判明した者に対する給付決定を取り消し、当該者との贈与契約を解除する。

三　事務局は、知事との贈与契約が解除された者に対する給付決定額のうち、既に受領していた特別支援金の全額を道に返納する。

４　事務局が審査を経て申請者の申請が給付要件を満たさないと判断した場合（提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。）、給付要件を満たすことが確認できないと判断した場合、又は前項第２号により知事が給付決定の取消しを行った場合には、知事は、当該申請について不給付を決定する。事務局は、不給付とする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

５　事務局は、第２項の経理を行うに当たっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後５年間保存しておかなければならない。

（緊急支援金に係る無資格受給・不正受給への対応）

第１１条　無資格受給のおそれがある場合は、知事は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一　提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び知事が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った

後、当該関係者に対する対処を決定する。

二　事務局等の調査の結果、申請者が無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合(調査のために事務局等が提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。)には、知事は、当該申請者との間の贈与契約を変更し、又は解除することができる。知事が当該贈与契約を変更し、又は解除した場合、事務局は、知事の指示に従い、当該申請者に対し、緊急支援金に係る知事との間の贈与契約の変更又は解除に伴い、緊急支援金の返還が必要である旨の通知を行う。

２　緊急支援金の不正受給に該当する場合は、前項に加え、次の各号を適用する。

一　不正受給を行った申請者は、前項第２号の緊急支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年３%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその２割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

二　不正受給が発覚した場合には、知事は申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表を行うことができる。

三　知事又は事務局は、不正の内容等により、不正に緊急支援金を受給した申請者を告訴・告発する。

３　事務局は、申請者から返還を受けた緊急支援金を、申請者に代わって知事に返還する場合には、申請者から返還を受けた件数及び金額等の情報を別紙３により知事に報告する。

４　緊急支援金は、事務局の審査を経て知事が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法(明治２９年法律第８９号)が適用され、贈与契約の変更又は解除及び給付決定の取消しについては、行政不服審査法(昭和３７年法律第１６０号)上の不服申立ての対象とならない。

(その他)

第１２条　道又は事務局は、申請者に対して、緊急支援金に関するアンケート回答依頼又は各種支援策等の連絡を行うことができる。

附　則

この申請・給付要領は、令和８年 10 月 29 日から施行する。

別表

	令和８年７月及び９月使用分	令和８年８月使用分
給付額	各月の電気使用量に１ｋＷｈあたり １．８円を乗じて得た額 （算定した額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	各月の電気使用量に１ｋＷｈあたり ２．３円を乗じて得た額 （算定した額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
一事業所あたりの支援金上限額	50 万円 （ただし、要領第４条第１項第３号に定める事業協同組合が申請者の場合は、組合員数に 50 万円を乗じて得た額）	